

令和 3 年度厚生年金保険法第 79 条の 8 第 2 項に基づく日本私立学校振興・共済事業団にかかる管理積立金の管理及び運用の状況についての評価を行う事項及び関係法令について

○評価を行う事項

- 1) 管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響
- 2) 私学共済法の目的に沿った運用の状況（共済独自資産の運用状況）
- 3) 積立金基本指針及び管理運用の方針に定める事項の遵守の状況

【積立金基本指針】主務大臣が制定

- ◆ 平成 26 年 7 月 3 日、改正 令和 2 年 2 月 27 日
総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省告示第 1 号
- ◆ 積立金基本指針において定める事項
 - ・ 積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
 - ・ 積立金の資産の構成の目標（モデルポートフォリオ）に関する基本的な事項
 - ・ 積立金の管理及び運用に関し管理運用主体（私学事業団等）が遵守すべき基本的な事項
 - ・ その他積立金の管理及び運用に関する重要事項

【管理運用の方針】管理運用主体が制定

- ◆ 平成 27 年 9 月 30 日、令和 2 年 3 月 31 日変更
文部科学大臣承認、私学事業団制定
- ◆ 管理運用の方針において定める事項
 - ・ 管理積立金の管理及び運用に関する基本的な方針
 - ・ 管理積立金の管理及び運用に関し遵守すべき基本的な事項
 - ・ 管理積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成（ポートフォリオ）に関する事項
 - ・ その他管理積立金の適切な管理及び運用に関し必要な事項

- 4) その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項

【厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）（抄）】

（管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価）

第七十九条の八（略）

2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況（第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。）その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。

3 及び 4（略）

【日本私立学校振興・共済事業団の財務及び会計に関する省令（平成九年文部省令第四十二号）（抄）】

（厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項）

第二十四条の四 厚生年金保険法第七十九条の八第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 管理積立金の運用の状況及び当該運用の状況が年金財政に与える影響
- 二 厚生年金保険法第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況
- 三 厚生年金保険法第七十九条の四第一項に規定する積立金基本指針及び同法第七十九条の六第一項に規定する管理運用の方針に定める事項の遵守の状況（前二号に掲げるものを除く。）
- 四 その他管理積立金の管理及び運用に関する重要事項